

令和7年度 第4回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和7年9月2日（火） 9時55分～10時45分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹

労働者代表 石田 司郎 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦

使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

4 議題

- (1) 三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について
- (5) その他

5 開 会

（室長補佐）

只今から、令和7年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、松下委員と向山委員から事前に欠席との御連絡をいただいております。また、本日は、三重地方最低賃金審議会運営規程第4条第1項に規定するテレビ会議システムを利用して恒岡委員が出席されています。恒岡委員、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

従いまして15名中13名の方が御出席していただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から御挨拶を申し上げます。

（局 長）

皆様、おはようございます。

（ 皆 ）

おはようございます。

（局 長）

本日もお忙しい中、本年度第4回目ということになります三重地方最低賃金審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

三重県最低賃金の改正につきましては、前回の審議会におきまして、各委員の皆様

様の御尽力によりまして、時間額 1,087 円、発効日令和 7 年 11 月 21 日という答申をいただいたところでございます。改めて深く御礼を申し上げます。

この答申について、異議申出の公示を行いましたところ、3 件の異議申出がございました。

本日は、提出されました異議申出につきまして、当審議会の御意見を求める諮問をさせていただきたいと思っております。御審議をよろしくお願い申し上げます。

また、8 月 19 日には小委員会におきまして、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について御審議いただきました。こちらもどうもありがとうございました。

本日、こちらについて御答申いただきまして、それを受けて特定（産業別）最低賃金の改正決定諮問をお願いしたいと思っております。

まだまだ暑い時期でございますが、皆様にはくれぐれもご健康にはご留意していただきたいと思っております。この後予定されております特定（産業別）最低賃金の改正に関する審議につきましても、引き続きよろしくお願いできればと思っております。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（室長補佐）

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長に行っていただくことになっておりますので、西川会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

（1）三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

（会 長）

皆様おはようございます。

（ 皆 ）

おはようございます。

（会 長）

暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。引き続き皆様の御協力をお願いしたく存じます。

本日は、議題にもございます三重県最低賃金の改正決定答申に対し異議申出が出されたことに対する審議と、小委員会において御審議いただきました三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性についての決議について審議していただくことになります。

慎重に最後まで御審議いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ってまいります。事務局から説明をお願いします。

（室 長）

異議申出でございますが、8 月 15 日の本審にて時間額 1,087 円、発効日令和 7 年 11 月 21 日とする答申をいただき、同日、三重県最低賃金の改正決定に係る三重地方

最低賃金審議会の意見に関する公示を、最低賃金法第 11 条に基づいて、8 月 15 日から 9 月 1 日までを公示期間として行いました。

その結果、3 件の異議申出がございました。異議申出があった場合には、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないこととなっておりますので、諮問させていただきたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」を手交する。 —

(会 長)

只今、三重労働局長から諮問が行われました。

その諮問文を事務局の方で朗読をお願いいたします。

(室 長)

諮問文の写しは資料 1 としてお配りさせていただいておりますので、ご覧ください。

— 室長、諮問文を朗読する。 —

異議申出の内容は、資料 2 として写しを配らせていただいております。異議の内容について、提出日順に読み上げさせていただきます。

— 室長、3 件分、読み上げ —

まず、三重県労働組合総連合議長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

次に、公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター理事長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

最後に、三重一般労働組合（ユニオンみえ）執行委員長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(会 長)

只今お伺いしたように色々な異議が出ておりますが、これを如何に取り扱うか、という諮問でございます。その他、事務局から何かありますでしょうか。

(室 長)

資料 3 を御覧いただけますでしょうか。

本年度の全国の地域別最低賃金の答申状況について御説明させていただきます。

9月1日時点におきまして、42都道府県で答申がございました。

以上でございます。

(会 長)

先般、本審で結審し、現行金額を64円引上げて1,087円、発効日令和7年11月21日という結論を出したわけですが、今回の異議について労働者側と使用者側からそれぞれ御意見をお伺いできればと存じます。

まず労働者側からお伺いいたします。如何でしょうか。

(廣瀬委員)

労働者側を代表いたしまして廣瀬の方から意見を述べさせていただきます。

まず今回ですね、3団体の方から意見書が提出されました。こちらの方で述べられております最低賃金が今回64円の引き上げとなったこと、それに対する金額がまだまだ生活をしていく上で不十分であること。

また、発効日についても明確な理由がなく11月21日になったことに対することに対しては、全く同意見でございます。

今回ですね、昨年より大幅な引き上げとなった昨年の50円に比べて64円という大変大幅な引き上げになったことにつきましては、一定の評価をするものの、やはり労働者としてしましては、最低でも三重県の消費者物価指数、こちらを考慮しての引き上げが必要であることを再三主張してきました。しかし、それが受け入れられず公益裁定となってしまったことは、非常に残念だと思っております。

また、発効日についても、従来から一日でも早く最賃を上げることで、物価上昇で苦しんでいらっしゃる最賃近傍で働く方々への波及を目指して、御盆も通して審議を進めてきました。中央最低賃金審議会におきましては、令和7年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益見解におきまして、発効日は、各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論をして決定できるということを踏まえ、引き上げ額と共に発効日についても十分審議を行うように要望をすると示されたにもかかわらず、今回は、審議の中で協議をすることもなく、一方的に決定事項として発効日が示されました。先程、労働局側から示されました隣県を見ますと、法定通りの発効がほとんどであることを見ていただけたと思います。以上を踏まえまして、今年度の議論の進め方に関しては、非常に労働側としては憤りを感じており、強く抗議をしたいと思います。そういった中で、64円という金額、11月21日という発効日は、到底容認できるような内容ではありません。

しかしながらこちらの方は、マスコミや報道を通じて広く県内に周知をされているため、今から更に変更となると混乱を招くおそれもあります。本当に苦渋の決断ではありますが、これ以上の審議につきましては、本年度は必要がないということで労働者側は考えております。

(会 長)

使用者側の御意見は如何でしょうか。

(中村委員)

使用者側を代表いたしまして私の方からお話をさせていただきます。

先程、3件の異議申出をいただいたところでございます。内容も今熟読させていただきました。

今回は、毎年言っていると思いますが、例年以上に本当に議論をして、真剣に非常に悩みながら最後に苦渋の決断をさせていただいたというふうに思っております。

我々としても、本来、64円というのは、決して納得をしている数字ではございませんが、これは致し方なく決着をつけたわけでございます。

ただ、先程来からお話のあった発効日の話でございますが、もともと当初、中央の議論が遅れたことによって当初の元々の10月1日という発効日とすることができなかった部分もありますが、それを除いても遅れたわけですが、これに関しましては、目安額63円でも昨年を大きく上回る大きな引き上げ額、それにプラス1円という決定になりましたので、これは当然我々使用者側といたしましては、いつも我々言わせていただいている中小零細企業にとっては、非常に大きな負担になってまいります。その辺を踏まえて、ある程度の準備期間を要する必要がございますので、そのへんを踏まえてこのような発効日を考えたところでございます。そのへんを踏まえて、御盆に審議をさせていただいたのは、全国で多分三重県だけではないかと思えます。暑い中を本当に議論を積み重ねた結果でございますので、申出はございましたが、我々としてはこれで決着をさせていただくということでお願いをしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

労使それぞれの御意見を伺いましたところ、それぞれの立場から審議を尽くした結果と受け止めておられるものと判断いたします。

異議申出につきましては、労使の立場を念頭におきつつ、8月15日の改正決定の答申どおりの結論とさせていただきたいと考えております。

つきましては、賛否をいただきまして決定いたします。

それでは、8月15日の改正決定の答申どおりの結論とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

— 全員挙手 —

(会長)

はい、ありがとうございました。

採決の結果、全員賛成でございますので8月15日の改正決定の答申のとおり決定いたします。

それでは、「令和7年8月15日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいたします。

では、事務局で答申文の御準備をよろしくお願いします。

(室 長)

はい、承知しました。

— 答申文（案）準備 —

— 答申文（案）を配布 —

(会 長)

只今お配りされました答申文を、事務局から朗読をお願いいたします。

— 室長、答申文（案）を朗読する。 —

(会 長)

答申文は、只今のよう決定したいと存じます。

それでは、答申をいたします。

— 会長から局長に答申文を手交 —

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

(会 長)

それでは、議事の2番目であります「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

8月19日に開催されました小委員会において、御審議いただき決議されたことを報告いたします。

それでは、お諮りいたします。

事務局のほうから、2通の報告書を読み上げていただきまして、それを確認したいと存じます。

(室 長)

それでは、私のほうから読み上げさせていただきたいと思います。

資料4としてお配りをさせていただいております報告書1でございます。

— 室長、2通の報告書を読み上げ —

(会 長)

はい、この報告について、何か御意見があればお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、小委員会報告を元にいたしまして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に決定したく存じます。

必要性ありの報告書の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

採決の結果、必要性ありの報告書の内容に全員賛成でございます。

よって、電線・ケーブル製造業及び輸送用機械器具製造業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性は「有」と決定したく存じます。

また、小委員会報告により、一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性は「有との結論に達し得なかった」と決定したく存じます。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

(室 長)

承知いたしました。

— 答申文（案）（2通）準備 —

— 答申文（案）（2通）各委員に配布 —

(会 長)

只今、2通の答申文（案）を配付していただきました。

それでは、答申文（案）を朗読していただきまして決定することにいたします。

事務局よろしくお願いします。

(室 長)

それでは答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 室長、答申文（案）（2通）を読み上げ —

(会 長)

只今の答申文（案）につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

特にないようでございますので、2通の答申文（案）の（案）の部分を取りまして、このように決定いたします。

これを局長に答申いたします。

— 会長から局長に答申文（2通）手交 —

(3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

（会 長）

それでは、次の議事でございます3番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」です。事務局からお願いします。

（室 長）

只今、会長から答申をいただいたところでございますが、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をさせていただきたいと存じます。

— 局長から会長に「諮問文」を手交 —

— 諮問文（写）配付 —

（会 長）

お手元に諮問文（写）を配付していただきました。

それでは、事務局のほうで諮問文の朗読をお願いします。

— 室長、諮問文を読み上げ —

（会 長）

只今、2業種につきまして、改正に係る諮問をお受けいたしました。

この件について、何かご質問あるいは御発言がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について

（会 長）

それでは、次の議題に入ってまいります。

議事の4番目、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について事務局から説明をお願いします。

（室 長）

只今、特定（産業別）最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、最低賃金審議会に専門部会を設置し、改正の決定について調査審議を進めていただくことになります。

委員の推薦につきましては、本日9月2日に、委員の推薦公示を行い、推薦期間は9月10日水曜日までとさせていただきますと存じます。

また、公益委員の方々には、私どものほうから委嘱のお願いをいたしますのでその節はよろしくお願いいたします。

併せて、最低賃金の決定について諮問した場合は、審議会が関係労働者及び使用者の意見を聴く旨及び意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を提出

すべき旨の意見聴取に係る公示も同様に「本日公示し、9月10日締切り」で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(5) その他

(会 長)

ありがとうございます。

例年のように各産業に関連した業種を代表する方を推薦することとなっていますのでよろしくお願いいたします。

このことに関連して事務局から連絡事項等はございますか。

(室 長)

第1回特定（産業別）最低賃金専門部会につきましては、開催日時を9月18日木曜日午前10時から、場所はこちら、津第二地方合同庁舎、地下共用会議室を予定してございますので、日程確保の程よろしくお願いいたします。

次回の本審ですが、10月23日木曜日午前10時からこちらの東隣にございますハローワーク津、2階共用議室にて、特定（産業別）最低賃金改正の答申を行うことを主な内容として開催させていただきたく存じます。

後日、改めて御連絡させていただきますが、日程確保の程よろしくお願いいたします。

また、本日は、複数の答申をいただき、誠にありがとうございました。

本日の三重県最低賃金に係る答申を受け、今後は周知をしっかりとやってまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、引き続き、周知の方に御協力いただければ幸いに存じます。以上でございます。

(会 長)

それでは、以上をもちまして本審議会を終了といたします。

テレビ会議システムを利用して御出席の恒岡委員も、ありがとうございました。

皆様、まだまだ暑い日が続きますが御健康等に留意をして審議に参加をしていただきますよう重ねてお願いをいたします。

では、これで終了です。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上